

ITを活用した産業廃棄物処理の行程管理の合理化・適正化の確保等

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 制度の概要

産業廃棄物の処理に係る登録・報告事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、産業廃棄物の適正な処理の確保、処理状況確認の迅速化等を図る

また、上記に必要なプログラム、データ、ファイル等を作成、保管すること及び上記に係る産業廃棄物の処理に関する記録、保存、報告等を行う。

2. 指定、登録等の基準

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

第13条の2第1項

環境大臣は、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	平成10年7月1日	〒103-0012 中央区日本橋堀留町2-8-4 TEL 03(3668)6512	当該法人は昭和63年設立以来、産業廃棄物処理に係るガイドラインの策定・普及、講習会・研究会、技術開発、社会経済学的調査研究等行ってきた実績があり、本制度を実施する上で唯一の団体であるとして指定された。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
電子マニフェスト加入料金、使用料金	詳細は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのHPを参照願います。アドレス http://www.jwnet.or.jp/

6 . 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成19年9月1日現在）

特になし

7 . 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>